

審議会会議録

1	会議の名称	令和7年度第4回富津市子ども・子育て会議
2	開催日時	令和7年11月5日（水） 午前10時07分～午前10時49分
3	開催場所	富津市役所2階 第3委員会室
4	審議等事項	議題 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について
5	出席者名	○出席委員 渡瀬栄一、高林めぐみ、木村望、今井常夫、 平野弥生、劉光鍾、宮崎晴幸、川島壱朗 ○事務局 小野田健康福祉部長、吉田こども家庭課長、 網代こども家庭課長補佐、飛澤家庭相談係長 鳥海主任主事、高橋主任主事、 田内保育課長、渡辺保育係長、國吉施設管理係長、 多田健康づくり課総括保健師、 泉水学校教育課指導主事
6	公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7	非公開の理由	
8	傍聴人数	0人（定員5人）
9	所管課	健康福祉部こども家庭課子育て支援係 電話 0439-80-1256
10	会議録（発言の内容）	別紙のとおり

令和7年度第4回富津市子ども・子育て会議 会議録

発言者	発言内容
事務局 (鳥海主任主事)	皆様、こんにちは。 開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。 まず、事前に送付させていただいた資料を確認させていただきます。 資料1「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について」、資料2「富津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」をお送りしております。 続いて、本日机上配付させていただく資料を確認させていただきます。 本日机上には、会議次第、席次表、資料3「事前に出された意見と市の考え方」をお配りしております。以上が本日の会議資料でございます。 また、書面開催いたしました第3回会議にて承認をいただきました、「富津市市立保育所再配置計画【令和7年9月改定】」の確定版を合わせて机上配付しております。 皆様、資料はお揃いでしょうか。 続きまして、ご発言の際の注意事項を申し上げます。 皆様の前にありますマイクにつきましては、緑色のスイッチを押してからご発言いただきます。 ご発言の際は、恐れ入りますが、挙手の上、議長からの指名後、ご発言いただきますようお願いいたします。 それでは、ただいまから令和7年度第4回富津市子ども・子育て会議を開会いたします。 本日はご多用のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。 会議の進行を務めさせていただきます、健康福祉部こども家庭課の鳥海と申します。よろしくお願いいたします。 初めに、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。

発言者	発言内容
宮崎会長	委員名簿 1 番牧野委員、2 番齋藤委員、3 番榎本委員、4 番上原委員、5 番高橋委員、7 番宮原委員、11 番オノミチ委員におかれましては、本日欠席のご連絡をいただいております。 従いまして、委員総数 15 名のうち 8 名の方が出席され、出席委員が委員総数の過半数を超えておりますので、富津市子ども・子育て会議設置条例第 6 条第 2 項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。 続きまして会議の公開についてご説明いたします。 富津市情報公開条例第 23 条の規定により会議を公開することとなっております。なお、本日傍聴人がいないことをご報告させていただきます。また、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、ご了承くださいようお願いいたします。 続きまして、宮崎会長からご挨拶を頂戴したいと存じます。 皆様、改めましておはようございます。 皆様方におかれましては、本日ご多用にも関わらず、また午前中の時間にも関わらず、会議にご出席いただきましてありがとうございます。 また、書面開催しました第 3 回会議においても、皆様よりご多数のご意見をいただきましたことを、この場をお借りして改めて御礼申し上げる次第です。 本日の議題についてですが、乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度についてでございます。 皆様の忌憚のないご意見をお願いしまして、私からの挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

発言者	発言内容
事務局 (鳥海主任主事)	ありがとうございました。 それでは、富津市子ども・子育て会議設置条例第6条第1項に、「会議は会長が招集し、議長となる」とありますので、ここからの議事進行は宮崎会長にお願いしたいと存じます。 宮崎会長、よろしくお願いいたします。
議長 (宮崎会長)	それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 議事に入る前に本日の会議録署名人の指名ですが、会長の他、慣例により委員から1名お願いしております。今回は高林委員にお願いしたいと存じますのでよろしくお願いいたします。 それでは、次第4の議題に入ります。 議題「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 (渡辺係長)	それでは議題「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について、ご説明いたします。 資料1の1ページをご覧ください。 初めに制度の概要についてご説明させていただきます。 まず、制度創設の背景についてですが、国は全ての子どもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度を創設いたしました。 令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付

発言者	発言内容
	制度として、全国の自治体において実施されることとなっております。 次に対象者についてです。保育所等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満、これは3歳の誕生日の前々日までとなっております。 次に利用時間枠についてですが、令和8年度以降の利用時間枠については現在、国が検討中で未定となっております。 なお、令和7年度におきましては、月10時間の枠内において柔軟に利用可能となっております。この月10時間というのは目安になるものと思われます。 次に、保護者負担についてです。 事業実施する各施設において設定することとなっております。国は、標準的な保護者負担、いわゆる利用料を1時間当たり300円としております。 次に本制度と一時預かり事業との違いについてですが、一時預かり事業は保護者の立場からの必要性に対応するものがあります。具体的には、保護者の通院、冠婚葬祭や育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減、いわゆるリフレッシュなど、一時的に保育を必要とする児童に対し行われるものであります。一方、こども誰でも通園制度は、保護者のために預かるものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長していくよう、子どもの育ちを応援するものであります。 このように保護者のために行うのが一時預かり事業、子どものために行うのがこども誰でも通園制度となっております。 次に実施方法についてです。 一般型と余裕活用型の二つの方法があります。

発言者	発言内容
	一般型とは、保育所等における利用定員とは別に本制度用の定員を設定し、専任職員を配置して児童の受け入れを行うものであります。そして、専用スペースを設けず、既存の保育室等で実施する在園時合同と既存の保育施設等とは別に専用スペースを設けて実施する専用室独立の二つの方法があります。 一方の余裕活用型ですが、これは保育所等における空き定員の枠を利用して受け入れを行うものであります。既存の利用定員内で行うことから専任職員は要さず、既存の職員配置で対応するものであります。 続きまして２ページをご覧ください。 次に利用方法についてです。 利用施設、曜日や時間を固定し定期的に利用する定期利用、それとそれらを固定せずに柔軟に利用する柔軟利用の二つがあります。 次に実施施設についてです。 保育所のほか、こちらに記載している施設が該当いたします。 次に給付単価についてです。 現在、国が検討中で未定となっております。なお、令和７年度におきましては、記載のと通りの単価となっております。 次に設備基準についてです。 後ほど条例整備のところでも改めてご説明させていただきますが、国が面積要件等の基準を定めております。ここには一例として面積要件を記載しております。 次に人員配置についてです。 原則として専従職員２人以上を配置することとなっております。ただし、一般型におきましては、保育所等と併せて実

発言者	発言内容
	施する場合は、支障がない限り、職員を兼ねることができ、専従職員を1人とすることができます。 また、余裕活用型におきましては、保育所等の既存の利用定員内で実施するため、専従職員は不要となります。 3ページをご覧ください。 次に実施する日時についてです。 日時を限定して実施することも可能となっております。 次に利用者の決定についてですが、利用調整は不要で、事業を実施する各施設において利用可能枠の範囲内で受け入れることとなっております。 次にその他についてです。 事業を実施するに当たっては、市町村の認可が必要となっております。認可手続きの流れといたしましては、事業者から認可申請を受け、子ども・子育て会議等への意見聴取を行った上で、認可し、開所という流れになります。 次に事業の流れについてです。 この図の中に、①番から⑩番まで矢印で示しておりますが、まず、保育所等施設が市町村に認可申請をいたします。その後、②番、市町村が子ども・子育て会議に、意見聴取をいたします。その後、③番、市町村が保育所等に認可をいたしまして、④番、市町村が制度の市民周知をいたします。 利用者の方は、まず、市町村に認定申請をいたしまして、その後、⑥番、市町村が認定通知を利用者に通知いたします。その後は利用者と保育所でのやり取りになりますが、⑦番、事前登録、事前面談、利用申込をいたしまして、⑧番、実際に利用ということになります。⑨番、利用料金のお支払いをしていただきまして、その後は⑩番、保育所等が市町村に給付請求をいたします。利用した分の給付費を請求いたしまし

発言者	発言内容
	て、市町村が施設の方に給付するという流れになっております。 次に4ページをご覧ください。 富津市におきましては、現段階では令和8年度の実施施設を決定しておりませんが、今後いずれかの市立保育所で実施する予定でありますので、ここからは市立保育所における体制の案についてご説明させていただきます。 初めに実施方法についてです。 余裕活用型で実施いたします。 次に受け入れ年齢についてですが、受け入れ年齢は0歳6ヶ月から満3歳未満、受け入れ可能な時間は2時間とし、3歳未満児の主な活動時間であります、おおむね午前9時から11時までといたしまして、利用可能な曜日は事業を実施する保育所で、週2日で、曜日を固定して月の児童の1人当たりの時間枠は10時間とする予定であります。 次に利用方法についてですが定期利用とし、曜日や時間を固定し、原則毎週または隔週で特定の保育所を定期的に利用していただきます。その都度異なる保育所を利用するのではなく、利用する保育所を特定していただくのは、利用児童の発達過程等について個別計画の作成や記録の必要があることから、計画的な育成を行うためにも特定の保育所を利用していただくものとしております。 次に、食事の提供についてです。 事業実施施設の実情に応じて定めることができるものとなっております。市立保育所におきましては、給食は提供せず、午前おやつは提供いたします。なお、アレルギー対応が必要な児童につきましては、自宅からおやつを持参していただきます。

発言者	発言内容
	次に、親子通園についてです。 これは可能とし、その後児童だけでの通園を促していきます。 5 ページをご覧ください。 次に、特別な支援が必要な児童の受け入れについてですが、基本的に受け入れることとし、加配や特別な設備が必要となる場合は、保育所の状況により判断することといたします。 次に、キャンセルポリシーについてです。 利用日前日の 17 時以降にキャンセルがあった場合は、利用料は徴収せず、10 時間の時間枠からは減算いたします。当日に遅刻早退があった場合は、利用料は利用分を徴収いたしまして、時間枠は当初の枠を減算いたします。 次に体調急変や災害発生時の対応についてですが、在園児と同じ対応をいたします。そのため事前に既往歴等を十分に把握するよう努めてまいります。 次に利用の流れです。 この①から⑦番まで読み上げますが、①番、利用者が市へ利用申請、②番、市が審査し利用認定を認定しまして、認定書を発行いたします。③番、利用者が保育所を選定いたしまして、施設へ事前面談の申し込みをします。次に④番、保育所と利用者で面談日程を調整して面談を実施します。⑤番、利用者が利用の予約をします。⑥番保育所が予約を確定いたしまして、⑦番実際に利用という流れになります。 次に総合支援システムについてです。 今、利用の流れで申し上げました①から⑦までの手続き、業務について、「こども誰でも通園制度総合支援システム」を活用し、利用者および市の利便性、効率化を図ってまいります。

発言者	発言内容
	次に計画と記録についてです。 事業実施に際し、記載している①から④までの計画や記録を作成いたします。 6 ページをご覧ください。 ここからは条例整備について、案をご説明させていただきます。 初めに趣旨についてです。 本事業の実施にあたり、市は認可基準及び確認基準についてそれぞれ条例を整備する必要があります。 条例は二つございまして、まず一つ目①番の認可基準につきましては、児童福祉法において、市町村による認可事業として位置づけられ、市町村は、事業実施にあたり、設備及び運営について、条例でその基準を定めなければならないとされております。 二つ目、②番になりますが、確認基準につきましては、子ども・子育て支援法において、本事業を実施する事業者は、本事業の運営について市町村の確認を受けることで、その要した費用について、国が定める公定価格に基づき、乳児等支援給付として給付を受けることができると定められ、その基準は市町村が条例で定めるとされております。 次に、まずは①番、認可基準に係る条例についてご説明させていただきます。 先ほどご説明いたしましたとおり、市町村は認可基準として、設備及び運営について、条例でその基準を定めなければならないとされており、その基準は、内閣府令で定める基準をもとに定めることとなっております。そして、内閣府令において定める基準には、従うべき基準と参酌すべき基準がございます。

発言者	発言内容
	この従うべき基準といいますのが、必ず適合しなければならない基準でありまして、異なる内容を定めることは許されないが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものであります。 一方参酌すべき基準ですが、これは十分参照しなければならない基準で、国の基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されるものであります。 富津市において定める認可基準に係る条例につきましては、国の基準と異なる内容を定める特別な実情はないことから、国の基準に沿ったものとするを考えております。 7ページをご覧ください。 続きまして、認可基準に係る条例の主な内容について案をご説明いたします。 資料には従うべき基準を中心に概要を記載しております。項目が多数ございますので、中でも重要と思われるものについてご説明いたします。 初めに、上から2番目、安全計画の策定についてです。 こちらは従うべき基準となっており、国の基準と同様に、実施事業者は、利用児童の安全確保を図るため、設備の安全点検、安全指導、職員研修や訓練について定めた安全計画を策定し、それを保護者へ周知しなければならない旨を規定いたします。 次に、その二つ下の職員等の一般的条件についてです。 こちらは参酌すべき基準となっておりまして、国と同じ基準を規定することに加え、実施事業者及びその職員は富津市暴力団排除条例に規定する暴力団員等であってはならないことから、市独自の基準として暴力団排除の規定を設けます。

発言者	発言内容
	続きまして 8 ページをご覧ください。 上から三つ目、食事についてです。 こちらは従うべき基準となっており、国の基準と同様に、実施事業者は食事提供を行う場合、提供に必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない旨を規定いたします。 次に、その下の内部の規定についてです。 こちらは参酌すべき基準となっており、国の基準と同様、実施事業者は、当該事業の運営について、目的や運営方針、職員の職種、員数、提供時間、提供日、徴収費用の種類、利用定員などの重要事項に関する規定を定めておかなければならない旨を規定いたします。 続きまして、9 ページをご覧ください。 一番上の設備の基準についてです。 参酌すべき基準となっている面積要件につきましては、国の基準等と同様、一般型における 0 歳・1 歳児の乳児室を、児童 1 人当たり 1.65 m²、ほふく室を児童 1 人当たり 3.3 m²とする旨を規定いたします。 また、2 歳児の保育室または遊戯室を児童 1 人当たり 1.98 m²とする旨を規定いたします。 従うべき基準となっている一般型における耐火構造や防火延焼防止のための必要な措置などは、国の基準と同じ内容を規定いたします。また余裕活用型では、既存保育所等における各基準を遵守する旨を規定いたします。 次にその下の職員についてです。 こちらは従うべき基準となっており、国の基準と同様に、一般型では配置基準を 0 歳は児童 3 人に対し職員 1 人、1 歳 2 歳児は児童 6 人に対し、職員 1 人とし、その職員の半数以

発言者	発言内容
	上は保育士とする旨などを規定いたします。 10 ページをご覧ください。 次に条例の 2 つ目、確認基準に関する条例についてご説明させていただきます。 確認基準につきましても、認可基準と同様に国の内閣府令で定める基準をもとに、市町村が確認基準として運営について、条例でその基準を定めなければならないとされております。 現時点では内閣府令が確定しておらず、暫定案が示されている状況でございますが、認可基準と同様、確認基準に係る内閣府令において、定める基準には従うべき基準と参酌すべき基準が規定される予定となっております。 暫定案にて示されている主な項目といたしましては、白丸で示しております利用定員に関する基準として、1 時間当たりの利用定員および 1 月当たりの利用定員を定めるとすることや、2 つ目の白丸、運営に関する基準として、面談、正当な理由のない提供拒否の禁止、支払、虐待等の禁止などを定めるものとすることがございます。 富津市において定める確認基準に係る条例につきましても、国の暫定案を見る限り、国の基準と異なる内容を定める特別な実情はないと考えておりますため、国の基準に沿ったものとするを予定しております。 そうしましたら 11 ページをご覧ください。 最後に、スケジュールについてご説明いたします。 令和 7 年 11 月本日の会議後のスケジュールになりますが、市議会全員協議会におきまして、同様に制度概要を説明いたします。 また、認可基準に係る条例案を議案として上程いたします。

発言者	発言内容
	そして、年内には関係規則の改正、制定を行う予定であります。年が明けましてからは事業開始に向けて手続き等を開始いたします。１月に法人から市への認可申請、２月には本会議への意見聴取、市の認可、市民周知を行ってまいります。 ３月には確認基準に係る条例案を議案として上程、関係規則の制定、利用者申請の受付、法人から市への確認申請、市による確認などを予定しておりまして、予算議決を経て４月から事業開始を予定しております。 なお、２つ目の条例の確認基準に係る条例につきましては、３月議会への上程を予定しておりますが、先ほどご説明いたしましたとおり、まだ国の基準が確定していない状況であります。国も基準制定の遅れから生じる市町村事務への負担を考慮し、先日、市町村の条例制定については、１年の経過措置を設け、条例を制定するまでの間は、国の基準を市の条例とみなす規定を定める予定であるとの通知を出したところであります。 今後、国の基準が確定しまして公布されますが、その内容により、３月議会へ上程する理由が特段見受けられない場合は、市議会への上程を来年度に行うことも考えております。 以上で資料１についてご説明を終わります。 続きまして、資料２をご覧ください。 資料２につきましては、認可基準に係る条例案の全文となっております。条ごとに従うべき基準、参酌すべき基準の区分を記載しております。先ほどは、条例案の主な内容についてご説明いたしました。こちらがその全文版となっておりますので、ご確認いただければと思います。 以上で議題１の説明を終わります。 次に事前にご意見いただいておりますので、資料３事前に

発言者	発言内容
	出された意見と市の考え方をご覧ください。 事前に斎藤委員からご意見いただいております。 読み上げさせていただきます。 我が子が3歳未満の頃は、このような制度がなく、また一時保育もコロナ禍でなかなか利用が難しかったので、こども誰でも通園制度はとても画期的な制度だと感じました。 保育所の雰囲気を知ることができ、今後の通園する保育所を検討するための参考となるのではないかと思います。参考にするという面では、いろいろな保育所に行ってみたいと思う場合、いろいろな保育所に行くことは可能でしょうか。また案として、余裕活用型で受入れを行う予定ですが、受入れ定員数はどのくらいを見込んでいますでしょうか。 市民周知は、市ホームページ、子育てLINE等と記載がありますが、他に情報提供する方法は何を検討されているでしょうか？市ホームページ、子育てLINEを見ていない可能性もあるかと思うので、健診時や支援センターなどでも情報提供をできたらいいなと感じました。 これに対する市の考えでございます。 ご意見ありがとうございます。 市立保育所での実施におきましては、児童一人ひとりの保育計画を作成する必要があること、また、児童の育ちを応援するという制度趣旨に照らし、同じ施設での定期利用を基本とする予定であります。 受入定員数につきましては、現在、来年4月からの新規入所申請の受付期間中でありますので、利用調整を行い、来年度入所児童数の目途が立った段階で職員配置体制を鑑み、検討してまいります。 市民周知につきましては、制度利用対象となる方がより情

発言者	発言内容
議長 (宮崎会長) 木村委員	報を受け取りやすいよう、いただきましたご意見を参考に、乳幼児健診や子育て支援センターにおいても発信してまいりたいと考えております。 以上で事務局からの説明を終わります。 事務局の説明が終わりました。 ご意見、ご質疑等がございましたらお願いします。 青堀保育園の木村です。 本当にここまで体制とか考えていただいて、私達もそれに寄り添っていけるような提供ができればなと考えています。 この案は、まだ案だと思うのでこれからより詳細になっていくと思いますが、その中により具体的に入れてほしい内容として、5ページの利用の流れの中の7項目ある中の2番目の「市が審査する」というところの基準をより細かくしていただきたい。 理由としては、今、様々な家庭の事情など、色々な背景があるので、私達も園の在園児は毎日見ているので、子どもとのコミュニケーションで信頼関係を結べますが、単発的な一時預かりもそうですが、子どもを受け入れるということは、命を預かるということでもあるので、ネグレクトなど、理由が親として、「ただ見たくないから預ける。」っていう場合もなくはないと思います。 なので、そういうところの審査や基準を厳しくではないですが、市でまず審査をするということは、園が審査はできないので、まず第1関門の市で見極めていただいて、それは利用が適正かっていうところを見極めていただきたいなと思っております。

発言者	発言内容
議長 (宮崎会長)	あとは、4番の「保育所と利用者で面談」っていうところでの、面談の内容について、これは園で独自で考えていいのか、それとも市が園ではこういう面談をしてくださいという内容などか、もしあれば、情報共有しながら行っていきたいというところで、市と園がしっかりとそこを連携すると保護者の方が安心できますし、園としても安心して受入れをしたいなと思っているので、そういった基準とその内容は、最初が大事だと思いますので、もしこれからまた案がより詳細になっていく中で、盛り込んでいただけたらな、検討していただけたらなと思います。 私達もまずは、受け入れができる体制ができるような環境と人材を確保できるようにしていきたいと思います。 他にご意見等ございますか。 ないようでしたら、議題は以上となりますが、皆様よろしいでしょうか？ -意見等無し- 続きまして、次第5、その他に移らせていただきます。 委員の皆様から何かございますか。これまでの内容で聞き漏らしたことや改めて確認したいこととかありましたら、いただきたいのですが大丈夫でしょうか。 -特に意見等無し- そうしましたら、事務局から何かございますか。

発言者	発言内容
事務局 (國吉係長)	それでは、保育課から報告事項を申し上げたいと思います。 本日机上配付させていただきました、「富津市市立保育所再配置計画【令和7年9月改定】」につきましてご報告申し上げます。 8月に開催いたしました第2回子ども・子育て会議におきまして、富津市市立保育所再配置計画の改定について、ご説明させていただき、委員の皆様からいただいたご意見や、改めて事務局において、文章、レイアウト等をよりわかりやすくすることなどにより、本計画の最終案を策定いたしまして第3回子ども・子育て会議を書面開催として、この最終案についてお諮りいたしましたところ、賛成多数により、ご承認いただいたところでございます。 その節は期間の短い中、ご協力いただきましてありがとうございました。 その後、本計画を最終案として、9月30日開催の市議会全員協議会において説明し、特に異論は無くご承知をいただきまして、配付させていただきました計画のとおり改定いたしました。 本計画の改定につきましては、市ホームページ、広報ふつつ10月号に掲載いたしまして、また全ての市立保育所入所児童保護者、また、市立保育所が所在する区の区長への周知を実施いたしましたところでございます。 今後改定した富津市市立保育所再配置計画に基づきまして、市立保育所入所児童保護者の皆様また本会議の委員の皆様等からご意見などをいただきながら、市立保育所の再配置を進めてまいりたいと思います。 報告は以上となります。

発言者	発言内容
議長 (宮崎会長) 事務局 (小野田部長)	他にございますか。 それでは、本日も貴重なご意見いただきありがとうございますございました。 委員の皆様におかれましては、今月の 13 日をもちまして、本会議の委員の任期が満了となりますので、一言お礼を述べさせていただきますと思います。 委員の皆様には、昨年度策定しました富津市こども計画、また、國吉からも報告がありましたが、市立保育所の再配置計画等、策定に当たりまして、本当にこれまで富津市の子育て施策に関しまして、多くの貴重なご意見をいただきました。 こども計画においては、1 回承認されず、そのときに、いろいろなご意見いただきまして、そのおかげをもちまして、さらに良い計画になったと思っております。 やはり皆さんのそういう忌憚のないご意見がありがたいことだと感じております。本当にご協力いただきありがとうございますございました。 次回の会議からは、また新たな委員の皆様をお迎えして、お力添えをいただきながら、引き続き市民の皆様と一緒にこどもの笑顔、子育ての喜びがあふれるまちを目指して、各種子育て施策に取り組んでまいりますのでよろしくお願いします。 最後に改めまして、皆様から多大なご尽力を賜り心より感謝申し上げます。また、退任後も、やはりこの会議に関係する機関の方々ですので、様々な場面でご意見、お力添えをいただければと思います。また、ご協力をよろしくお願いします。 皆様方の益々のご活躍、ご健勝をお祈り申し上げまして、

発言者	発言内容
宮崎会長	整いませんけれども、お礼の挨拶とさせていただきます。 本当にありがとうございました。 他にございますか。 ないようでしたら、以上をもちまして、令和7年度第4回富津市子ども・子育て会議を閉会いたします。 委員の皆様には慎重審議いただき、ありがとうございました。